

# 大阪広域水道企業団経営・事業等評価委員会 第3回阪南水道事業料金検討部会（概要）

開催日時：令和7年6月23日（月）15：00～16：30

場所：尾崎住民センター

出席委員：鍬田部会長、川原委員、森下委員、木村委員、石本委員

## 1 議事

（1）水道料金の検討について

## 2 議事概要

（1）水道料金の検討について

事務局から、水道料金の検討について説明があり、それに対し次のような意見、質疑応答があった。

### 1. 必要な料金収入の検討について

#### 【部会長】

資料1の5ページ。支出の見通し（施設整備計画（投資計画））の工事の実施時期を見直す区間の選定において、ケース1に比べてケース3は事業費総額2.5億円の増とあるが、どの部分が増加しているのか。

#### 【事務局】

5ページの図で示しているケース1の工事①の令和13年度、工事②の令和13年度と令和14年度の部分。

#### 【委員】

工事の実施時期を見直す区間の選定において、漏水防止の効果が高いところを選定していることは良い対策強化と思うが、漏水が多く発生している地域とはどういう地域か。

#### 【事務局】

1960年代から1970年代に住宅開発に伴い水道が布設された地域である。

#### 【部会長】

漏水の原因はその時代の管路の材質が悪いことによるものか。もしくは土壌由来により腐食が進んだことによるものか。

#### 【事務局】

管路の材質の影響が大きいと考えており、古い铸铁管や塩ビ管が多い。

#### 【部会長】

水道管の整備は阪南市が行ったのか。

#### 【事務局】

主に民間事業者が住宅開発にあわせて水道管を整備し、阪南市へ受贈されたもの。

【委員】

ケース1とケース2に加え、漏水対策の強化、基幹管路と重要給水施設管路の耐震管率の向上の観点から、工事の実施時期を見直したケース3をお示しいただいた。方向性について異論はないが、ケース3の管路更新率ではまだ心もとないと思う。

ケース3では国交付金が0.7億円であるのに対し、ケース2は4億円の試算である。布設した管は、将来、市民の財産になることを思えば、もう少し事業費を増やして国交付金を活用できないかと思う。

ただし、事業費を増やせば、今の市民の負担は当然増えることになるため、バランスを見て考える必要がある。管路更新を前に進めるということで、ケース3を提示されことはよい方向と思う。

【部会長】

広域化に係る国交付金以外に他の国交付金を活用できないのか。上下水道一体の計画を作成して、その耐震化に係る交付金などもあると聞くがどうか。

【事務局】

重要給水施設管路を対象とする国交付金も併用はできるが、広域化に係る国交付金が最も有利なので優先的に活用している。広域化に係る国交付金が終了する令和11年度以降、それ以外の国交付金を活用していく。

【委員】

広域化に係る国交付金については交付がほぼ見込まれるが、他の交付金については採択される保証はない。広域化に係る国交付金を活用できる間に工事を推進した方が良いと考える。

【事務局】

ケース2と比較すればケース3は十分ではないが、過去と比較しても年平均6億円という事業費は相当な事業規模になる。給水収益が減少していくことも考えると、これ以上事業費を見込んだ案を提示するのは経営とのバランスに無理が生じるということでケース3をお示した。

【委員】

国交付金の有効活用については適切な意見であると思う。

ただし、市民負担を考えると、経済性をとるか安全性をとるか、ケース3を折衷案として示された。それでも14.4%の料金収入の増加率が必要となる。5年後にまた料金改定が必要かどうか検討することになる。いきなり大きな改定ではなく、段階的に改定していくのが良いと言うのが私の考え。これら3案の中でどれかに決定できればよいと考える。

【委員】

料金収入の増加率のバランスを考えると、ケース1に近いケース3がよいと考える。

ケース2は、大幅な料金の増加率について、市民の理解が得られるのかということに疑問もある。5年後もう一度料金改定をするのであれば段階的な改定にするという意見に同意する。

【委員】

市民としては、病院などの生活において重要な場所のほか、繰り返し漏水が起こらないように漏水が多い地区から更新を進めるというような方向性を示して、施設整備を進めていくことを望む。

【部会長】

漏水したところはピンポイントでその箇所を更新することができるが、漏水が発生していない地域については、重要度や優先度を考慮しながら更新計画を作成する必要がある。

ケース3は漏水の多い地区の基幹管路、重要給水施設管路を対象に更新を進める案であり、方向性については間違いないと考える。今後の物価上昇がどう推移するか見通しが難しいところもあるが、事業費と事業量を考えた折衷案でもある。

委員の皆様のご意見を聞く限り、ケース3に反対意見はないと思う。全ての市民の水道料金が14.4%の増加率になるわけではないという点も踏まえて、今後ケース3を基に具体的な水道料金の議論を進めていきたいと考えるがどうか。

【全委員】

異議なし。

2. 第4回に向けた料金体系の検討ポイントの説明について

【委員】

資料1の22ページ。検討ポイント③の口径別の基本料金の設定について、口径別料金体系に変更する可能性が高いということでしょうか。

【事務局】

現在の阪南水道事業の用途別料金体系は、同じ水の量を使っても、使用目的によって料金が異なるというもので、公平性の観点から全国的に口径の大きさを料金が決まる口径別料金体系への移行が進んでいる。

阪南水道事業においても、移行による影響も考慮しながら、口径別料金体系へ変更することを検討していく必要があると考えている。

【部会長】

用途別料金体系では用途区分と実際の使用状況が合致しないことがあるため、口径別料金体系に移行することで公平性が担保されるのではないかと考える。

【部会長】

20ページ。検討ポイント①の基本料金と従量料金の収入割合について、阪南市の水道事業は100%企業団水（大阪広域水道企業団の水道用水供給事業から供給される水道水）受水で運営されているが、その費用配分先は全て変動費になるのか。

【事務局】

総括原価の配賦において、固定費と変動費に分けて算定することも検討する。

【委員】

17ページ。総括原価に基づく料金体系の考え方について、固定費は一定の基準により配分とあるが、その基準とはどのようなものか。

【事務局】

次回の部会でどのような基準で配分するか、詳細を説明したい。

【委員】

18ページ。阪南水道事業の現行の水道料金体系について、口径別料金体系表に移行する場合であっても、高齢者福祉や公衆衛生等の観点から公衆浴場用への配慮は必要ではないか。

【事務局】

いただいたご意見を踏まえて、福祉的な部分の現状なども確認し、料金体系の検討を行う。

【部会長】

高齢単身世帯が増加している一方で、今の数字だけで料金体系を決定するのではなく、5年後の状況を踏まえた上で、検討を進めたいと考える。事務局には高齢単身世帯がどの程度増加するのか調べて欲しい。また、基本水量の設定において、どの世代の世帯が多いかを把握しておく必要があると考える。

【委員】

基本料金まではしっかりと使われるユーザーもいると思う。

【事務局】

現状、基本水量は8 m<sup>3</sup>までであり、この水量までは使用の有無にかかわらず金額は一定である。節水に努めても市民が支払う金額が減らない制度であるとも言える。高齢単身世帯の水使用が一律に少ないというわけでもないが、そのような傾向は高いと思うので、世帯と使用水量の状況を踏まえた上で、基本水量の検討を進めていく。

【委員】

20 ページ。検討ポイント①の基本料金と従量料金の収入割合について、有収水量 20% 減とあるが、これは具体的な数字か。

【事務局】

平成 30 年度から令和 12 年度において、給水収益は 17% 減を見込んでいるが、分かりやすい数字として、あくまで例として 20% 減を示した。

【委員】

人口構成を考慮して料金体系を検討すべきではないかと思う。現状の料金体系では課題があるからこそ変更を検討するわけである。例えば、検討ポイント⑤の逓増度の設定について、今の逓増度のままでは、安定的な料金収入は確保することはできないといったように課題をより明確に記載した方がよいのではと思う。

右肩上がりに使用水量が増加する時代ではないため、逓増度は緩和される方向に進むと理解している。

【部会長】

国の方針としては、従量料金の均一単価という話もあるが、中々そうはできないため、緩やかな逓増度をめざしていくということになると思う。

また、企業団は府内水道事業の統合を進めているが、各市町村がそれぞれ昔に作った料金体系を引き継いでいる。企業団としてはスタンダードな料金体系を考えられていると思う。今回の改定では、将来、同じ料金体系にしていくための準備をしているということを少し理解いただければと思う。

本日は検討ポイントの説明ということで、次回の部会で具体的な内容が出てくる。委員の皆様には一通り見ていただいて、次回出席いただくということをお願いいたします。